

# 第4次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」実施状況報告 (令和5年度)

## 第4次西原町男女共同参画計画（さわふじプラン）

計画期間：2023（令和5）年度～2034年（令和14）年度の10年

西原町では、男女共同参画の推進に関し、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、心豊かにいきいきとすべての人が支えあう、活力に満ちた西原町の男女共同参画社会の実現を目指すことを目的として2012（平成24年）3月に「西原町男女共同参画推進条例」を制定しています。

本条例では、西原町が目指す姿として7つの基本理念を掲げており、それらの実現のため、町・町民・事業者・教育関係者・各種団体のそれぞれの分野が協働して男女共同参画計画のまちづくりを進めることとしています。

今回、本条例第16条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告します。

第4次西原町男女共同参画計画（さわふじプラン）計画体系

基本目標	施策の柱	具体施策
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進	多様な媒体を通じた広報・啓発活動 男女共同参画週間等の機会を通じた啓発 第4次西原町男女共同参画計画（さわふじプラン）の周知 S D G sを踏まえたジェンダー平等の啓発・理解 男女共同参画の視点に立った行政広報の推進 男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上
	(2) 人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実	幼児期におけるジェンダー教育の推進 児童生徒へのジェンダー平等の学習機会・学校生活の推進 主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進 保育、教育関係者に対する男女共同参画意識の啓発 学校教育での人権教育等の推進 人権の尊重を踏まえたメディア・リテラシーの推進 性教育・思春期教育の推進と環境整備 性的指向・性自認に関して悩みを抱える児童・生徒に対するきめ細かな対応
2 すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(1) すべての人が安心して暮らせる社会づくり	生活困窮世帯への自立支援 ひとり親家庭に対する生活の支援 こどもの孤立(貧困)の防止に向けた支援の充実 若年妊産婦に対する支援の充実 高齢者が安心して暮らせる環境の充実 障がい者が安心して暮らせる環境の充実 性的指向や性自認などに関する理解の促進
	(2) 生涯にわたる健康づくり支援	男女の健康づくりの普及・啓発 妊娠期からの切れ目のない支援の推進 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発 性教育などの充実 生涯を通じた女性の健康支援 住民健診・がん検診の充実
	(3) 男女共同参画の視点に立った地域防災	防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用 防災・減災・災害復興の企画・立案における女性の参画促進 自主防災組織等への女性の参画促進
3 仕事と生活における男女共同参画の推進	(1) 仕事と生活の調和の推進	ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成と啓発 男性に向けた各種研修会、講座等の開催 子育て支援の充実 介護サービス等の充実
	(2) 職場における男女平等の実現	男女の均等な雇用機会や労働水準等の確保 各種ハラスメント対策の周知 職場における妊娠中・出産後の配慮及び男女の健康管理対策の実施 育児・介護を支える職場環境の整備 就労環境の改善を通じた男性の働き方の見直し 女性の再就職支援に向けた情報提供女性の再就職支援に向けた情報提供 家族従業者への支援
4 女性活躍のための方策の推進	(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大	審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上 役場女性職員の管理職等への登用促進 民間事業所・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施 女性リーダーの人材育成
	(2) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進	女性のための講座等の周知・広報 地域社会での男女平等意識の啓発 伝統文化・芸能における男女共同参画への理解促進 地域の社会制度や慣習などの社会問題に関する各種啓発 町民の自治会や各種団体の活動への参加促進
5 積極的平和の希求	(1) 平和の継承と発信	平和特別授業の開催等の取組や平和学習の推進 家庭・地域における平和教育等の推進 西原町平和事業を通じた平和意識の高揚
	(2) ジェンダーを理由とするあらゆる暴力の根絶	暴力を根絶するための基盤整備 D V・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実 デートDVなどの啓発 各種ハラスメントの防止対策の推進 保育、教育関係者へのD V・虐待等に関する研修機会等の確保 要保護児童等対策地域協議会の充実 一時保護施設(シェルター)へのつなぎ支援
	(3) 多文化理解の推進	国際規範等の内容についての広報・啓発 多文化共生のための人権啓発の推進 国際理解と国際交流の推進 海外で活躍している県系人との交流の実施

第4次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」における事業実施状況(令和5年度)

基本目標	施策の柱	具体的な施策	施策の内容	主な実施事業内容(取組と成果等)	所管
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(1)男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進	多様な媒体を通じた広報・啓発活動	ホームページやSNS等の様々な媒体を通じて、男女共同参画の重要性及び必要性について、広報・啓発を行います。また、世代に合わせた効果的なツールを活用し、分かりやすい情報の発信を行います。	広報誌にて実施 男女共同参画だより「さわふじ」1ページ (広報にしはらR6.3月号)	企画財政課
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(1)男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進	男女共同参画週間等の機会を通じた啓発	男女共同参画週間(毎年6月23日から29日までの1週間)を通じて、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めます。	未実施	企画財政課
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(1)男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進	第4次西原町男女共同参画計画(さわふじプラン)の周知	第4次西原町男女共同参画計画(さわふじプラン)の周知を図るため、町民に対して分かりやすく伝わりやすい計画概要版を作成し、周知・広報・啓発を行います。	令和6年3月「広報にしはら」(さわふじ)において、第4次西原町男女共同参画計画(さわふじプラン)策定の周知を行った。 (町ホームページにおいても掲載)	企画財政課
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(1)男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進	SDGsを踏まえたジェンダー平等の啓発・理解	SDGsが目指す17の目標のうち、「ジェンダー平等の実現」について周知・広報を行います。	令和6年3月「広報にしはら」(さわふじ)において、SDGs5番目の目標に「ジェンダー平等の実現」について周知を行った。	企画財政課
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(1)男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進	男女共同参画の視点に立った行政広報の推進	町が発行する刊行物などにおいては、女性に対する性差別の助長につながるような表現がないか留意するとともに、性別に基づく固定概念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していく表現に努め、多様な男女の生き方や働き方に関する町民の意識改革を促します。	町が発行する刊行物(広報にしはらなど)などにおいては、性別に基づく固定概念にとらわれない表現内容に努めている。	総務課 企画財政課
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(1)男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進	男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上	メディアに描かれている性差別の情報を読み解く能力を高めるため、メディア・リテラシーの向上について啓発します。	広報誌にて実施 男女共同参画だより「さわふじ」1ページ (広報にしはらR6.3月号)	企画財政課

第4次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」における事業実施状況(令和5年度)

基本目標	施策の柱	具体的な施策	施策の内容	主な実施事業内容(取組と成果等)	所管
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(2)人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実	幼児期におけるジェンダー教育の推進	こどもの成長・価値観の形成に大きな影響を与える幼児期において、家庭との連携のもと、保育所・こども園や幼稚園等で固定的性別役割分担意識を植え付けけない教育を推進します	・園児名簿については、男女別ではなく混合名簿(五十音順)で作成している。 ・男女とも「さん」づけをしている。 ・遊びの中で子どもの思いを尊重し、自分らしさを発揮できる環境づくりに配慮している ・それぞれの良さや感じ方、考え方があることに気付かせ、互いが認め合える援助を行っている。(遊びや使用する色の選択、整列等、活動の中において男女別で区別しない)。 町立幼稚園3園	こども課 教育総務課
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(2)人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実	児童生徒へのジェンダー平等の学習機会・学校生活の推進	道徳の時間や総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、固定的性別役割分担意識を植え付けけないジェンダー平等の学習機会や学校生活を推進します。また、LGBT等、性の多様性について理解するための人権教育について、こどもの発達段階に応じた取組を推進します。	・町立小中学校6校において、児童生徒名簿は男女別ではなく、混合名簿(五十音順)で作成している。 ・道徳の時間を中心に、教育活動全体を通して実施している。 町立小中学校6校 ・講演会開催 小学校2回:参加人数147名 中学校1回:参加人数524名	教育総務課 生涯学習課
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(2)人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実	主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進	次世代を担う若者や子どもたちが性別に捉わられることなく、それぞれが望む進路を主体的に選択でき、幅広い分野に進めるよう、適切な進路指導やキャリア教育の推進を図ります。	・男女に関係なく本人の興味や特性・能力等に基づき、進路指導、キャリア教育について実践している。 町立小中学校6校 ・キャリア教育講演会 小学校2回:参加人数107名	教育総務課 生涯学習課
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(2)人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実	保育、教育関係者に対する男女共同参画意識の啓発	保育士や教職員等の関係者に対して啓発を実施し、男女共同参画意識の更なる高揚を図ります。	・必要に応じ、各学校の校内研修で実施している。 ・町立小中学校へ男女共同参画に関する研修会等に関する情報提供。	こども課 教育総務課
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(2)人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実	学校教育での人権教育等の推進	人権ガイドブックの活用をはじめ、道徳の時間や平和学習、総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、学校教育において多様性を認め合える人権教育やDV等の教育を推進します。	・学校において、「人権の日」の設定を行い、毎月のアンケートを実施。また、道徳の授業等で人権教育を推進している。 町立小中学校6校 ・町立小学校の6年生に対し、人権教育を実施している。 町立小学校6年生:11クラス 参加人数:256名	教育総務課

第4次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」における事業実施状況(令和5年度)

基本目標	施策の柱	具体的な施策	施策の内容	主な実施事業内容(取組と成果等)	所管
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(2)人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実	人権の尊重を踏まえたメディア・リテラシーの推進	情報化社会の中で、人権を尊重した情報モラルを身につけられるよう、SNSやインターネットの活用に係るメディア・リテラシーについて、人権尊重の観点から踏まえた情報モラルの周知と指導を行います。	6月と12月の人権週間に人権擁護パネル展を実施	企画財政課 総務課
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(2)人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実	性教育・思春期教育の推進と環境整備	すべての人がともに性に関する正しい知識を持ち、命の大切さや親になることの意義、人権尊重について理解と認識を深めるため、発達段階に応じた性教育・思春期教育を推進します。また、学校現場への生理用品の配置などに取り組む等、性教育・思春期教育のためのインフラ整備を進めます。	・必要に応じ、各学校の校内研修で実施している。 ※思春期等講演会 3校にて実施  ・生理の貧困対策の一環として、町立小中学校の保健室や女子トイレに生理用品の設置	関係各課
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(2)人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実	性的指向・性自認に関して悩みを抱える児童・生徒に対するきめ細かな対応	性的指向や性自認に関して悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制を充実させるとともに、多様な性のあり方を正しく理解し、互いを認め合うための取組を推進します。	・道徳教育、人権教育を中心に行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、実践している。 町立小中学校へSC・SSW各1名配置	こども課 教育総務課
2. すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(1)すべての人が安心して暮らせる社会づくり	生活困窮世帯への自立支援	生活困窮世帯の自立支援を図るため、生活困窮世帯への自立相談支援や就労準備支援に努めます。	こどもの貧困の連鎖を断ち切り自立を助長するため、世帯に対しても、自立支援を実施しています。 R5実績 17世帯の支援を実施。	福祉課 こども課
2. すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(1)すべての人が安心して暮らせる社会づくり	ひとり親家庭に対する生活の支援	ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進を図るため、相談体制の充実を図り、ひとり親家庭への支援制度の情報提供や就労支援等を行います。	・放課後児童クラブを利用しているひとり親家庭に対して、利用料の一部を助成している。 (児童一人あたり上限月5,000円) →108名利用 5,441千円	こども課
2. すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(1)すべての人が安心して暮らせる社会づくり	こどもの孤立(貧困)の防止に向けた支援の充実	西原町教育委員会を含む各関係機関等と連携し、西原町こどもの居場所運営支援事業を通じて、孤立しているこども達やその世帯の支援を行います。	こどもの貧困の連鎖を断ち切り自立を助長し、安心安全に過ごせる居場所の提供を実施している。 ・拠点型居場所こどもの居場所 1ヶ所 (回数:156 参加数:述べ711人) ・自治会こどもの居場所 9ヶ所 (回数:781 参加数:述べ 7,232人)	こども課
2. すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(1)すべての人が安心して暮らせる社会づくり	若年妊産婦に対する支援の充実	保健師や助産師と連携しながら、若年妊産婦への専門的な助言・指導による産前からの切れ目のない支援を行うとともに、生活困窮世帯の若年妊産婦に対して、安全・安心な居場所を提供し、人とつながり、社会とつながる機会を作りながら寄り添い支援を行います。	令和5年度若年妊産婦数:5名/254名中 親子健康手帳発行時より地区担当保健師が中心となって、必要に応じて関係機関と連携しながら支援している。	こども課

第4次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」における事業実施状況(令和5年度)

基本目標	施策の柱	具体的な施策	施策の内容	主な実施事業内容(取組と成果等)	所管
2. すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(1) すべての人が安心して暮らせる社会づくり	高齢者が安心して暮らせる環境の充実	すべての人が、高齢になっても介護を必要とせず、生きがいをもちながら暮らせるよう、生きがい活動の機会の確保や参加促進、就労支援、介護予防事業の充実を推進します。また、高齢者の性別や生活実態・ニーズを踏まえた包括的なケア体制充実を図ります。	<p>西原町シルバー人材センターに補助金を交付し、高齢者の就業機会の創出や生きがい対策事業を実施している。</p> <p>厚生労働省が実施する特定求職者雇用開発助成金を活用し、高齢者などを雇い入れた事業者をサポートしている。(R5年度1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防拠点施設いいあんべー家や地域公民館等でのいいあんべー共生事業において、高齢者の生きがい活動や介護予防事業の充実を図っている。また、住民主体の自主体操サークルの活動を推進している。(R5実績)21,753,000円</li> <li>・いいあんべー家ロコフィット体操 延べ参加人数1,575人</li> <li>・いいあんべー共生事業実施地区:30か所、延べ参加人数16,255人</li> <li>・自主体操サークル:10地区</li> </ul>	福祉課 健康保険課 産業観光課
2. すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(1) すべての人が安心して暮らせる社会づくり	障がい者が安心して暮らせる環境の充実	障がいを理由とする差別の解消の観点から、すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合い、共に生きる地域づくりを推進します。また、障がいの性別、年齢、障がいの特性及び生活実態等に応じ、個別的な支援の必要性を踏まえたきめ細かい支援を図ります。	福祉課窓口において随時相談を受け付けている。ポスター、チラシの掲示等を行い周知を行っている。障がいのある方への理解を深めるため、また活動の周知のため障がい福祉フェスティバルを行った。	福祉課
2. すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(1) すべての人が安心して暮らせる社会づくり	性的指向や性自認などに関する理解の促進	性的指向や性自認に対する偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。	必要に応じて庁内掲示板にて実施 チラシ・ポスターを窓口に設置し周知を行っている	企画財政課
2. すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(2) 生涯にわたる健康づくり支援	男女の健康づくりの普及・啓発	健康づくり活動に主体的に取り組む団体や事業者、関係機関が連携し、健康診査の受診や生活習慣の改善等について啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり推進員 活動人員:5名</li> <li>事業概要:西原町健康づくり推進員を養成し、訪問による健診受診勧奨を行う。</li> <li>事業実施回数:1回</li> <li>訪問件数:90件</li> <li>・食生活改善推進員養成・育成講座 実施回数11回</li> <li>参加延べ人数73名</li> <li>・チャレンジ教室 実施期間R5.9月～11月</li> <li>参加延べ人数144名</li> </ul>	健康保険課 関係各課

第4次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」における事業実施状況(令和5年度)

基本目標	施策の柱	具体的な施策	施策の内容	主な実施事業内容(取組と成果等)	所管
2. すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(2) 生涯にわたる健康づくり支援	妊娠期からの切れ目のない支援の推進	妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に応じた相談支援を行う「こども家庭センター」を中心に、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、親子健康手帳発行時の保健指導、栄養指導をはじめ、妊娠出産に関する健康相談、産後ケア、保健指導、栄養指導等、母子保健サービスを推進します。	令和5年度親子健康手帳発行数:254名 親子健康手帳発行については保健師や管理栄養士等の専門職が対応し、妊娠出産に関する保健指導や栄養指導を丁寧に行っている。高リスクの妊婦や気になる妊婦に関しては、妊娠中から子育て期間を通して地区担当保健師が中心となって必要に応じて関係機関と連携しながら支援している。	こども課
2. すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(2) 生涯にわたる健康づくり支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念について普及を図るため、情報提供を行います。	広報にしはら(2024年3月号)に男女共同参画だより「さわふじ」を掲載	こども課 企画財政課
2. すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(2) 生涯にわたる健康づくり支援	性教育などの充実	生命の大切さ・尊さを理解する教育を実践するとともに、望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、ライフステージに応じた性教育について広く啓発を行います。	未実施	企画財政課 生涯学習課
2. すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(2) 生涯にわたる健康づくり支援	生涯を通じた女性の健康支援	乳がん、子宮頸がんなど女性特有の各種がん検診の受診勧奨を図るとともに、妊娠・出産など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。	・乳がん 受診者数 308人/6,833人、受診率8.3% ・子宮頸がん 受診者数 474人/10,610人 受診率10.4%	健康保険課 こども課
2. すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(2) 生涯にわたる健康づくり支援	住民健診・がん検診の充実	すべての人が生涯にわたって心身共に健康に過ごせるよう、住民健診やがん検診などの保健事業を充実します。特に、女性については、妊娠、出産期の健康管理をはじめ、婦人がん検診の実施及び特定の年齢に達した女性に対する子宮頸がん・乳がん検診の受診啓発を継続するなど性差に応じた支援を図ります。	・特定健診 受診者数2,002人、受診率40.3% ・特定保健指導率66.0% ・がん検診 胃がん 受診者数431人/9,088人、受診率9.0% 肺がん 受診者数903人/13,715人、受診率6.6% 大腸がん 受診者数885人/13,715人、受診率6.4%	健康保険課
2. すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(3) 男女共同参画の視点に立った地域防災	防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用	町の地域防災計画や災害時の避難、避難所や被災後の生活での様々な問題を解決するために、女性やその他多様な方々の視点を取り入れるとともに、防災会議の委員などに登用を図ります。	西原町地域防災計画の見直しの際、西原町防災会議に女性委員を登用し、意見を取り入れた。 委員18名(うち女性2名)	環境安全課

第4次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」における事業実施状況(令和5年度)

基本目標	施策の柱	具体的な施策	施策の内容	主な実施事業内容(取組と成果等)	所管
2. すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(3) 男女共同参画の視点に立った地域防災	防災・減災・災害復興の企画・立案における女性の参画促進	各種対応マニュアルの策定等の企画・立案において、女性の参画を促進することで、さまざまな立場の人のニーズに配慮するよう努めます。	未実施	環境安全課
2. すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(3) 男女共同参画の視点に立った地域防災	自主防災組織等への女性の参画促進	自主防災組織、地域での防災活動への女性の参画を働きかけます。	自主防災組織結成支援を行った。 R5において1組織結成(女性参画有)	環境安全課
3. 仕事と生活における男女共同参画の推進	(1) 仕事と生活の調和の推進	ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成と啓発	長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けて、仕事と家庭の両立を支える環境整備と職場風土づくりのための啓発と情報提供に努めます。また、事業所の主体的な取組を促すとともに、事業所にととのワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットやワーク・ライフ・バランス推進のための国、県の制度等について周知を図ります。	毎週水曜日に庁内放送にて呼びかけを行っている	企画財政課 産業観光課
3. 仕事と生活における男女共同参画の推進	(1) 仕事と生活の調和の推進	男性に向けた各種研修会、講座等の開催	家事・育児を分担するきっかけづくりとして、男性を対象とした各種研修会や講座等を実施し、男性が家事・育児を分担する意識を促します。	女性団体連絡協議会が主催で男女共同参画講演会を実施(「今時、男性の育児模様～ファザーリングジャパン沖縄支部の活動を通じて～」をテーマに開催)	生涯学習課 総務課 企画財政課
3. 仕事と生活における男女共同参画の推進	(1) 仕事と生活の調和の推進	子育て支援の充実	仕事と子育ての両立や、子育てが安心してできる環境を整備するため、病児・病後児保育等の多様な保育サービス、幼稚園での預かり保育、学童クラブの充実、認可外保育施設への支援等を図ります。また、「地域子育て支援センター」の周知に努め、地域への子育て支援を図るとともに、男性の参加促進を働きかけます。	・放課後児童クラブへの運営補助金交付 13クラブ 628人 補助金153,805千円 ・児童クラブへの経理事務の指導検査、年3回程度 クラブとの意見交換会 ・放課後児童支援員等資質向上研修の実施 628,440円	こども課
3. 仕事と生活における男女共同参画の推進	(1) 仕事と生活の調和の推進	介護サービス等の充実	仕事と介護の両立や、介護負担を軽減できる環境を整備するため、介護サービスの充実を図るとともに、地域で高齢者や障がい者を支援するボランティア等の育成・支援を図ります。また、男性の介護参加を促進し、男女が共に介護を担っていくように働きかけます。	・健康づくりや地域での介護予防事業を支援するシニアサポーター養成講座を実施している。 (R5実績) 受講者14人、登録者計57人	福祉課

第4次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」における事業実施状況(令和5年度)

基本目標	施策の柱	具体的な施策	施策の内容	主な実施事業内容(取組と成果等)	所管
3. 仕事と生活における男女共同参画の推進	(2)職場における男女平等の実現	男女の均等な雇用機会や労働水準等の確保	職場において、採用・昇進・配置・研修等で、性別によって不利な扱いを受けることがないよう、事業所等への男女雇用機会均等法の普及・啓発を行います。また、パートタイム労働者、契約社員、派遣社員等の適切な処遇・労働条件の改善に向けた周知・啓発を図るとともに、最低賃金をはじめとした適正な労働水準の確保を図ります。	採用・昇進・配置・研修等にあたり、男女平等な取扱いとしている。 沖縄県最低賃金の周知。 正社員雇用拡大事業(県事業)の周知を行い、人材育成や職場定着を図った。	総務課 産業観光課
3. 仕事と生活における男女共同参画の推進	(2)職場における男女平等の実現	各種ハラスメント対策の周知	誰もが働きやすい職場環境としていくため、事業主に対し、職場の各種ハラスメント対策として雇用管理上講ずべき措置の周知を行い、認識の向上や適切な対処体制の構築等を促進します。また、企業や団体の各種ハラスメントの防止対策への働きかけに努めます。	電子掲示板において、ハラスメント防止周知のため、取扱指針等を掲示した。(平成30年4月以降継続実施)	総務課 産業観光課
3. 仕事と生活における男女共同参画の推進	(2)職場における男女平等の実現	職場における妊娠中・出産後の配慮及び男女の健康管理対策の実施	女性労働者が妊娠中・出産後において健康で働きやすい職場づくりを目指すとともに、妊娠、出産を理由とする不利益な扱いを受けないよう、啓発を行います。また、長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保や職場における健康管理を進めるとともに、事業所等への啓発を図ります。	妊娠・出産に係る休暇・休業制度について随時説明実施。 厚生労働省が実施する特定求職者雇用開発助成金を活用し、母子家庭の親などを雇い入れた事業者をサポートしている。(R5年度1件)	総務課 産業観光課
3. 仕事と生活における男女共同参画の推進	(2)職場における男女平等の実現	育児・介護を支える職場環境の整備	仕事と家庭生活の両立に向けて、事業所に対し育児休業制度や介護休業制度の導入を働きかけるとともに、男女ともに育児休業・介護休業等が取得しやすい環境づくりを促進します。	妊娠・出産に係る休暇・休業制度、また、介護休業等について随時説明実施。 改正育児・介護休業法のセミナー(沖縄県主催)開催の周知等。	総務課 産業観光課
3. 仕事と生活における男女共同参画の推進	(2)職場における男女平等の実現	就労環境の改善を通じた男性の働き方の見直し	国や県の施策の周知を図るなど、職場における父親の働き方の見直し、育児参加に関する啓発を行い、夫婦で働きながら育児に取り組める環境を目指します。また、仕事と生活の調和について事業所への啓発を行います。	未実施	産業観光課 企画財政課
3. 仕事と生活における男女共同参画の推進	(2)職場における男女平等の実現	女性の再就職支援に向けた情報提供 女性の再就職支援に向けた情報提供	出産後の女性の雇用について、関係機関等との連携のもと、就職情報や講座に関する情報提供等を図ります。	沖縄県女性就業・労働相談センター等が実施する講座やセミナー、個別相談などの周知を実施した。	企画財政課 産業観光課

第4次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」における事業実施状況(令和5年度)

基本目標	施策の柱	具体的な施策	施策の内容	主な実施事業内容(取組と成果等)	所管
3. 仕事と生活における男女共同参画の推進	(2)職場における男女平等の実現	家族従業者への支援	農業などにおいて女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるよう家族経営協定の確立の普及を、関係機関等と連携して普及・促進します。	R5新規協定締結数:0件 (R5現在締結数:3件)	産業観光課
4. 女性活躍のための方策の推進	(1)政策・意思決定過程への女性の参画拡大	審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上	審議会・委員会委員の選任について、男女を問わず幅広い人材の登用を図ります。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、女性委員比率の向上に向けて積極的に取り組みます。	各種審議会等へはできる限り女性参画ができるよう配慮し実施している。 男女共同参画推進条例において、審議会等の男女比についてはどちらか一方が10分の4未満にならないように定めている。	企画財政課
4. 女性活躍のための方策の推進	(1)政策・意思決定過程への女性の参画拡大	役場女性職員の管理職等への登用促進	女性職員について、研修などへの積極的な参加を促すとともに、能力のある女性の昇任・管理職への登用、職域の拡大を図るなど、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の働きかけを行います。	監督者への登用(昇任) R5年度 1名	総務課 企画財政課
4. 女性活躍のための方策の推進	(1)政策・意思決定過程への女性の参画拡大	民間事業所・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施	民間事業所や商工会等関係団体、自治会等に対し、女性の登用・女性管理職登用の啓発を図ります。	未実施	産業観光課 総務課
4. 女性活躍のための方策の推進	(1)政策・意思決定過程への女性の参画拡大	女性リーダーの人材育成	指導的立場を担う女性リーダー育成のため、研修や講座等の機会の提供と情報提供の充実を図ります。	関係機関が実施する講座等について、庁内での呼びかけやチラシ設置を行い周知をしている。	企画財政課 産業観光課 生涯学習課
4. 女性活躍のための方策の推進	(1)政策・意思決定過程への女性の参画拡大	女性のための講座等の周知・広報	関係機関等が実施する、女性の人材育成講座等に関する情報の周知・広報を行います。	関係機関が実施する講座等について、庁内での呼びかけやチラシ設置を行い周知をしている。	企画財政課 生涯学習課
4. 女性活躍のための方策の推進	(2)男女共同参画の視点に立った地域活動の促進	地域社会での男女平等意識の啓発	家庭、職場、地域社会などにおける社会制度や慣行について、すべての人が社会の一員として対等な立場で意思決定をし、自らの責任を果たせるようにしていくなど、意識の啓発を図ります。	未実施	企画財政課

第4次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」における事業実施状況(令和5年度)

基本目標	施策の柱	具体的な施策	施策の内容	主な実施事業内容(取組と成果等)	所管
4. 女性活躍のための方策の推進	(2)男女共同参画の視点に立った地域活動の促進	伝統文化・芸能における男女共同参画への理解促進	伝統的な性別意識・慣行のある伝統文化・芸能について、性別に偏らず、希望する人が参加できるように促すなど、時代に合った伝統文化・芸能の保存と継承について理解促進を図ります。	事業実績なし	文化課
4. 女性活躍のための方策の推進	(2)男女共同参画の視点に立った地域活動の促進	地域の社会制度や慣習などの社会問題に関する各種啓発	地域の伝統、継承されている慣習や文化と新しい考えや人権意識などの共存を図ります。また、多様性のある考え方が地域の伝統や文化に活かされるよう、各種啓発活動や情報提供を行うとともに、トートメー継承問題などの個別課題も含めて時代にあった理解が進むよう、町民の参画を図ります。	未実施	企画財政課
4. 女性活躍のための方策の推進	(2)男女共同参画の視点に立った地域活動の促進	町民の自治会や各種団体の活動への参加促進	すべての人がともに自治会や各種団体の活動に参加し、互いに支えあい協力し合うことで、多様な考え方が地域づくりや各種活動に活かされるよう、広報や様々な講座等を行い、自治会や各種団体の活動など様々な地域活動への町民の参画を促進します。	女性団体連絡協議会への補助金支出	企画財政課
5. 積極的平和の希求	(1)平和の継承と発信	平和特別授業の開催等の取組や平和学習の推進	戦争・平和に関する講話や展示会、学校に出向いての特別授業を実施し、平和の大事さや女性の視点での戦争被害や平和への思いを伝えるなど、平和学習の機会を充実します。	戦争の遺品展を開催	生涯学習課
5. 積極的平和の希求	(1)平和の継承と発信	家庭・地域における平和教育等の推進	平和教育及び女性の視点での平和教育の機会確保を図ります。	戦争の遺品展を開催するなかで当時の生活を再認識する工夫を行った	生涯学習課
5. 積極的平和の希求	(1)平和の継承と発信	西原町平和事業を通じた平和意識の高揚	「平和月間」(6月)に平和事業の一環として音楽文化を通して平和の尊さを考え、平和の心を醸成するとともに幅広い世代に向けて平和意識の高揚に努めます。	第33回西原町平和事業「平和の約束2023」を開催	企画財政課

第4次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」における事業実施状況(令和5年度)

基本目標	施策の柱	具体的な施策	施策の内容	主な実施事業内容(取組と成果等)	所管
5. 積極的平和の希求	(2)ジェンダーを理由とするあらゆる暴力の根絶	暴力を根絶するための基盤整備	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。また、DV防止法等について学習の機会の提供や啓発・周知に努めます。	・道徳教育、人権教育、学級活動等を通して、支持的風土のある学校づくりを実践している。 町立小中学校6校 ・校内研修会開催 小学校1校:参加人数30名 ・保護者向け研修会開催 小学校1校:参加人数20名	企画財政課 こども課 福祉課 教育総務課
5. 積極的平和の希求	(2)ジェンダーを理由とするあらゆる暴力の根絶	DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実	男女を問わずDVや虐待を含めたあらゆる暴力の防止と被害者の保護を図るため、関係機関等による相談窓口の周知を行います。 また、女性相談員の増員を図るなど、町の相談体制を整えとともに、プライバシーに配慮した相談窓口の充実を図ります。学校においても、児童虐待の相談先の周知を行います。	窓口やトイレなどにDV被害者向けのチラシを設置し、被害防止の啓発、相談窓口の周知などを行っている。広報にしはら3月号に相談窓口を掲載。行政相談や人権相談を行っている。他相談については随時対応となっているが、総合的な相談窓口の設置まではできていない。 児童虐待の相談窓口の周知に関しては、学校用タブレットに児童相談所虐待対応ダイヤル189の掲載を行い、また、全自治会・町内学校・関係機関等へポスター掲示依頼、広報掲載等を実施しています。	関係各課
5. 積極的平和の希求	(2)ジェンダーを理由とするあらゆる暴力の根絶	デートDVなどの啓発	男女ともに自分の性を大切に、また、相手を尊重するように、さまざまな媒体を活用した効果的な啓発を図ります。また、学校では、発達段階に応じてデートDVなどについて啓発に努めます。	・道徳教育、人権教育、保健の授業を通して実践している。 窓口などにチラシを設置し、周知などを行っている。	企画財政課 教育総務課
5. 積極的平和の希求	(2)ジェンダーを理由とするあらゆる暴力の根絶	各種ハラスメントの防止対策の推進	性暴力や各種ハラスメントなどの防止に向けた啓発活動の推進に努めます。	窓口やトイレなどにDV被害者向けのチラシを設置し、被害防止の啓発、相談窓口の周知などを行っている。	企画財政課
5. 積極的平和の希求	(2)ジェンダーを理由とするあらゆる暴力の根絶	保育、教育関係者へのDV・虐待等に関する研修機会等の確保	保育士や教職員等、乳幼児や児童生徒等の関係者に対し、DVや虐待防止の研修機会等を設け、意識の向上を図ります。	・各学校の校内研修等で必要に応じて実施している。 校内研修会 小学校1校:参加人数30名	こども課 教育総務課
5. 積極的平和の希求	(2)ジェンダーを理由とするあらゆる暴力の根絶	要保護児童等対策地域協議会の充実	DVや各種虐待の防止、被害者への適切な対応に向け、要保護児童等対策地域協議会の強化を図るため、協議会の定期的な開催、関係課や関係機関等との連携を強化し、様々な事例に迅速対応を図ります。	・要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に対し、適切な保護・支援を行った。 ・R5実績 代表者会議 1回 実務者会議 2回 個別支援会議 20回 ケース進行管理会議 1回	企画財政課 こども課 福祉課 教育総務課

第4次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」における事業実施状況(令和5年度)

基本目標	施策の柱	具体的な施策	施策の内容	主な実施事業内容(取組と成果等)	所管
5. 積極的平和の希求	(2)ジェンダーを理由とするあらゆる暴力の根絶	一時保護施設(シェルター)へのつなぎ支援	関係機関等との連携・調整を行う間、保護が必要な人を一時保護施設(シェルター)につなぎ、利用が必要な人への対応を行います。	DV相談で警察を通じて女性相談所の一時保護につながりだ事例が1件あり。	福祉課 企画財政課 こども課
5. 積極的平和の希求	(3)多文化理解の推進	国際規範等の内容についての広報・啓発	男女共同参画に関する国際的取組や規範の内容、ジェンダー・ギャップ指数など男女共同参画に関する国際基準について広報・啓発を行います。	未実施	企画財政課
5. 積極的平和の希求	(3)多文化理解の推進	多文化共生のための人権啓発の推進	多文化共生社会の実現に向け、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、文化の違いや多様性を尊重するための啓発活動を推進します。	6月と12月の人権週間の人権パネル展示において、多文化共生の啓発のパネルを展示	総務課
5. 積極的平和の希求	(3)多文化理解の推進	国際理解と国際交流の推進	地域に暮らす外国人との国際交流及び相互理解の促進を図ります。	・JICA研修員との交流会 小学校1校:参加人数176名(研修員16名・児童160名) ・オンラインで同世代の外国人との交流授業 中学校1校:参加人数170名 ・日系アルゼンチン学生との交流 中学校1校:参加人数34名	教育総務課
5. 積極的平和の希求	(3)多文化理解の推進	海外で活躍している県系人との交流の実施	海外移住者子弟研修生受入事業等を行い、沖縄県や西原町から海外へ移住した人と交流することで、現地で女性の置かれている現状を把握するなど、互いの理解を深め、多文化理解の向上を図ります。	海外移住者子弟研修生受入事業を実施 実施期間:令和5年9月29日～令和5年11月30日 受入人数:1名(アルゼンチン国) 実施内容:日本語研修、文化研修、学校交流授業、町民交流	総務課